

各務原市公告第28号

各務原市は、入札後審査方式一般競争入札により物品を売り払うことについて、次のとおり公告する。

令和8年4月13日

各務原市長 浅野健司

1 入札に付する事項

(1) 売払物品	①G I G Aスクール端末 i P a d第7世代 W i - F iモデル ②G I G Aスクール端末の附属品 (A Cアダプタ・充電ケーブル・キーボード・ケース)
(2) 予定数量	10,850台。ただし、附属品については、これと一致しないものがある。
(3) 予定価格	事後公表 (予定価格に達しないときは、再入札となる場合がある。)
(4) 特記事項	売払物品は、各務原市立の学校等で現在使用されている端末及び附属品であり、令和8年8月までに市が回収し、現状のまま引き渡しを行うこととするため、傷、不具合等のあるものが含まれる可能性がある。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 入札公告日現在で各務原市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった日から2年を経過していない者でないこと。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立て又は破産法 (平成16年法律第75号) に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生

法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したもので、各務原市の入札参加資格に係る再審査を受けているものについては、当該申立てがなされていないものとみなす。

- (5) 入札公告日以後に各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）に基づく資格停止の措置の対象となっていない者であること。
- (6) 入札公告日以後に各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）に基づく排除措置の対象になっていない者で、同要綱別表に掲げる排除措置要件に該当しないこと。
- (7) 入札公告日から引き続き、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第10条第1項に規定する再資源化事業計画（使用済小型電子機器等の収集を行おうとする区域に岐阜県を含むものに限る。以下同じ。）について、同条第3項の認定を受けている者であること。
- (8) 令和7年度における前号の再資源化事業計画に基づくパソコン又はタブレットの処分台数が1の表（2）に定める予定数量を上回る者であること。

3 契約に当たって付する契約条件

- (1) 令和8年11月30日（月）までに、仕様書に定めるところにより、売払いを受けたGIGAスクール端末に含まれるデータの消去を確実に実行し、当該GIGAスクール端末ごとにデータ消去に係る完了証明書を発行すること。
- (2) 売払いを受けたGIGAスクール端末については、2（7）の再資源化事業計画に従い、適切に再使用及び再資源化を実施すること。

4 契約に付する事項

(1) 入札保証金	免除
(2) 契約保証金	免除
(3) 契約書作成の要否	要
(4) 契約締結に対する議会の議決	要 この契約は、各務原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第4号）第3条の規定による議会の議決に付すべき財産の処分に該当し、議会の議決が必要である。
(5) 違約金	入札実施要領に示すとおりとする。

5 入札の場所及び日時、入札の無効その他入札について必要な事項

入札実施要領に示すとおりとする。

6 担当課

各務原市教育委員会事務局教育総務課

(1) 所在地 〒504-0912

各務原市那加桜町2丁目186番地（産業文化センター7階）

(2) 電話 058-383-1117（直通）

(3) メールアドレス kysomu@city.kakamigahara.gifu.jp